

2024 年 4 月 18 日

各 位

東京都港区六本木六丁目 9 番 1 号
株式会社テレビ朝日ホールディングス
代表取締役会長 早河 洋

株主名簿への記載を制限された外国人等株主への配当金の支払いに関するお知らせ

株式会社テレビ朝日ホールディングス（本社：東京港区、代表取締役会長 早河洋、以下「当社」）は、会社法第 370 条及び当社定款第 23 条第 4 項に基づき、放送法の規定により株主名簿への記載または記録を拒否した外国人等株主が保有する株式に関して、配当金を支払うことおよびこれを行うために必要な定款変更を株主総会に提案することを、本日、取締役会で決定いたしました。

具体的には、本年 6 月開催予定の株主総会に、上記の支払いのために必要な定款変更議案を提案し、有効な決議を得て定款変更を行います。なお、定款変更の効力発生時期は、本年 9 月 1 日とする予定です。

当社は、これまで、外国人等の議決権割合が 5 分の 1 以上となる場合は、放送法に基づき株主名簿への記載または記録を拒否し、株主名簿への記載または記録のない当該株主への配当は行わない方針を取ってまいりました。しかしながら、資本市場を取り巻く環境は大きく変化し、多様な株主との適切な意見交換とその投資を通じて、企業価値の向上を図ることはプライム市場に上場する企業としての責務であり、資本コストや株価を十分に意識して必要と思われる施策を協議・実現していくことが経営者の努めであると考え、上記の方針を転換することといたしました。

関係する定款変更議案を正式に機関決定いたしました段階であらためて、その旨の開示をさせていただきます。予定しております。

なお、所要の手続きを経て、定款変更がその効力を発生いたしました後も、放送法に基づき、外国人等の議決権割合が総株主の議決権の 5 分の 1 以上となる場合に株主名簿への記載または記録を拒み、その議決権行使を制限するという取り扱いには一切の変更はございません。

以 上